

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社荏原製作所
【英訳名】	EBARA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 CEO兼COO 細田 修吾
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 CFO 渕田 徹也
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市西区菊井二丁目22番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 CEO兼COO 細田 修吾は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社74社、持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社34社については、財務報告に対する金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループでは、製造及び販売が主な収益獲得活動であることから、事業拠点の規模を示す指標として売上収益が適切であると判断し、前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額及び質的重要性並びにその発生可能性を踏まえ11社の「重要な事業拠点」を選定しました。これらの売上収益合計（連結会社間取引消去後）は、当社及び連結子会社の全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、前連結会計年度の売上収益のおおむね3分の2程度となるように選定を行っています。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として生産活動及び販売活動において多額に計上される売上収益、売掛金、契約資産及び棚卸資産を評価対象とし、さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（引当金プロセス、税金・税効果プロセス、のれん及び無形資産の減損等）を当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。